を「第三十七条の十四第二十七項」に、「第二十五条の十三の八第十七項」を「第二十五条の十三八第二十項」に改め、同表第二十五条の十三第三十二項の項中「第二十五条の十三第三十二項」を「第二十五条の十三第三十四項」に改め、同表第二十五条の十三の二第三項の項中「第二十五項」を「第二十九項」に、「第三十七条の十四第十一項」を「第三十七条の十四第十三項」に改め、同表第二十五条の十三の三第一項の項中「第二十五項」を「第二十九項」に、「同条第十一項」を「同条第十三項」に改め、同表第二十五条の十三の四第二項の項中「第二十五条の十三の八第九項第二号」を「第二十五条の十三の八第十二項第二号」に、「第三十七条の十四第十七項」を「第三十七条の十四第二十一項」に、「同条第十八項及び第十九項」を「同条第二十二項及び第二十三項」に改め、同表第二十五条の十三の六第二項の項中「第二十五条の十三第八項又は第十七項第一号」を「法第三十七条の十四第十二項後段の規定又は第二十五条の十三第九項若しくは第十九項第一号」に、「第二十五条の十三の八第九項第一号」を「第二十五条の十三の八第十二項第一号」に改め、同表第二十五条の十三の六第三項の項中「同条第二十一項後段」を「同条第十一項後段の金融商品取引業者等の営業所の長、同条第二十五項後段」に、「第二十五条の十三第二十六項」を「第二十五条の十三第二十八項」に、「第二十五条の十三の八第十七項」を「第二十五条の十三の八第二十項」に改め、同表第二十五条の十三の六第四項の項中「第三十七条の十四第十三項、第十六項若しくは第十九項又は」を「第三十七条の十四第十七項、第二十項若しくは第二十三項又は」に、「第二十五条の十三の八第十七項」を「第二十五条の十三の八第二十項」に改め、同表第二十五条の十三の六第五項の項中「同条第十四項」を「同条第十八項」に、「同条第十七項」を「同条第二十一項」に、「第二十五条の十三第十四項第二号又は第二十一項」を「第二十五条の十三第十五項第二号又は第二十三項」に、「第二十五条の十三の八第九項第二号」を「第二十五条の十三の八第十二項第二号」に改め、同表前条第一項の項中「第三十七条の十四第二十六項」を「第三十七条の十四第三十項」に改め、同表前条第四項の項中「第三十七条の十四第二十九項」を「第三十七条の十四第三十三項」に改め、同条第十七項を同条第二十項とし、同条第十六項第二号中「第七項各号」を「第十項各号」に改め、同項を同条第十九項とし、同条第十五項を同条第十八項とし、同条第十四項中「第十七項」を「第二十項」に、「第二十五条の十三第十一項第二号」を「第二十五条の十三第十二項第二号」に改め、同項を同条第十七項とし、同条第十三項を同条第十六項とし、同条第十二項中「第七項各号」を「第十項各号」に改め、同項を同条第十五項とし、同条第十一項中「第十四項」を「第十七項」に改め、同項を同条第十四項とし、同条第十項を同条第十三項とし、同条第九項第一号中「（法第三十七条の十一の三第三項第一号に規定する特定口座をいう。第十四項において同じ。）」を削り、同項第四号中「第十三項」を「第十六項」に改め、同項を同条第十二項とし、同条第八項を同条第十一項とし、同条第七項を同条第十項とし、同条第六項中「第十一項及び第十六項」を「第十四項及び第十九項」に改め、同項を同条第九項とし、同条第五項を同条第八項とし、同条第四項の次に次の三項を加える。

5　法第三十七条の十四の二第五項第二号ホ(1)(i)の非課税管理勘定に係る同号ホ(1)に規定する上場株式等の移管は、同号ホ(1)に規定する五年経過日（次項において「五年経過日」という。）の翌日において、次に定めるところにより行われるものとする。この場合において、第一号の特定口座に移管がされる未成年者口座内上場株式等と同一銘柄の当該非課税管理勘定に係る未成年者口座内上場株式等は、その全てを当該未成年者口座から当該特定口座に移管しなければならないものとする。

一　当該非課税管理勘定が設けられた未成年者口座と同時に設けられた課税未成年者口座を構成する特定口座（法第三十七条の十一の三第三項第一号に規定する特定口座をいう。以下この条において同じ。）が開設されている場合には、当該非課税管理勘定に係る未成年者口座内上場株式等は、当該未成年者口座から当該特定口座に移管されるものとする。

二　前号に規定する未成年者口座を開設している居住者又は恒久的施設を有する非居住者が、当該未成年者口座が開設されている金融商品取引業者等の営業所の長に対し、当該非課税管理勘定に係る未成年者口座内上場株式等を同号に規定する課税未成年者口座を構成する特定口座以外の法第三十七条の十四の二第四項第一号に規定する他の保管口座（以下この項及び次項において「特定口座以外の他の保管口座」という。）に移管することを依頼する旨、移管する当該非課税管理勘定に係る未成年者口座内上場株式等の種類、銘柄及び数又は価額その他の財務省令で定める事項を記載した書類の提出（当該書類の提出に代えて行う電磁的方法による当該書類に記載すべき事項を記録した電磁的記録の提供で、その者の特定署名用電子証明書等の送信と併せて行われるものを含む。）をした場合には、前号の規定にかかわらず、当該書類（電磁的方法により提供した当該書類に記載すべき事項を記録した電磁的記録を含む。）に記載又は記録がされた当該非課税管理勘定に係る未成年者口座内上場株式等は、当該未成年者口座から当該課税未成年者口座を構成する特定口座以外の他の保管口座に移管されるものとする。当該課税未成年者口座を構成する特定口座が開設されていない場合における当該非課税管理勘定に係る未成年者口座内上場株式等についても、同様とする。

6　法第三十七条の十四の二第五項第二号ホ(1)に規定する上場株式等の移管は、五年経過日の翌日において、次に定めるところにより行われるものとする。この場合において、第一号の特定口座に移管がされる未成年者口座内上場株式等と同一銘柄の当該非課税管理勘定に係る未成年者口座内上場株式等は、その全てを当該未成年者口座から当該特定口座に移管しなければならないものとする。

一　当該非課税管理勘定が設けられた未成年者口座が開設されている金融商品取引業者等の営業所に当該未成年者口座を開設している居住者又は恒久的施設を有する非居住者が特定口座を開設している場合には、当該非課税管理勘定に係る未成年者口座から当該特定口座に移管されるものとする。

二　当該居住者又は恒久的施設を有する非居住者が、前号に規定する金融商品取引業者等の営業所の長に対し、当該非課税管理勘定に係る未成年者口座内上場株式等を特定口座以外の他の保管口座に移管することを依頼する旨、移管する当該非課税管理勘定に係る未成年者口座内上場株式等の種類、銘柄及び数又は価額その他の財務省令で定める事項を記載した書類の提出（当該書類の提出に代えて行う電磁的方法による当該書類に記載すべき事項を記録した電磁的記録の提供で、その者の特定署名用電子証明書等の送信と併せて行われるものを含む。）をした場合には、同号の規定にかかわらず、当該書類（電磁的方法により提供した当該書類に記載すべき事項を記録した電磁的記録を含む。以下この号及び次号において同じ。）に記載又は記録がされた当該非課税管理勘定に係る未成年者口座内上場株式等は、当該未成年者口座から当該課税未成年者口座を構成する特定口座以外の他の保管口座に移管されるものとする。

三　第一号に規定する金融商品取引業者等の営業所に当該居住者又は恒久的施設を有する非居住者が特定口座を開設していない場合には、前号の書類に記載又は記録がされていない当該非課税管理勘定に係る未成年者口座内上場株式等は、当該未成年者口座から当該金融商品取引業者等の営業所に開設されている特定口座以外の他の保管口座に移管されるものとする。

7　前項の規定は、法第三十七条の十四の二第五項第二号ホ(2)の継続管理勘定に係る上場株式等の移管について準用する。この場合において、前項中「第三十七条の十四の二第五項第二号ホ(1)(ii)」とあるのは「第三十七条の十四の二第五項第二号ホ(2)」と、「非課税管理勘定」とあるのは「継続管理勘定」と、「に係る同号ホ(1)に規定する」とあるのは「に係る」と、「五年経過日」とあるのは「居住者又は恒久的施設を有する非居住者がその年一月一日において二十歳である年の前年十二月三十一日」と読み替えるものとする。

第二十五条の十四第八項中「第百六十七条の七第三項」を「第百六十七条の七第四項」に改め、同条第十項第六号中「前条第十七項」を「前条第二十項」に、「同条第十一項第三号」を「同条第十二項第三号」に、「同条第十二項」を「同条第十三項」に改める。

第二十五条の十四の二第三項中「第百六十七条の七第三項」を「第百六十七条の七第四項」に改め、同条第五項第六号中「第二十五条の十三の八第十七項」を「第二十五条の十三第十一項第三号」を「第二十五条の十三第十二項第三号」に、「同条第十二項」を「同条第十三項」に改める。